

4 行政監査

特定の事務・事業を選び、主として経済性、効率性、有効性の観点から監査しています。

平成26年行政監査は、「債権管理について」をテーマに実施しました。

テーマ **債権管理について**

指摘件数 指摘11件

指摘金額 6,857万円

監査対象 6局、12債権

選定理由 都では、平成20年に東京都債権管理条例を制定し、この条例のもと、債権管理の一層の適正化を図ることとしています。

平成22年行政監査では、13債権について検証しましたが、その後の定例監査においても債権管理について改善を要する事項が見受けられています。

そこで、各局において、公平性を確保しつつ、効果的かつ効率的に債権管理を行っているかを検証しました。

主な指摘事項

債権回収に向けた取組が滞っていたもの

病院経営本部 (指摘金額 1,069万円)

状況

病院経営本部では、回収が困難な案件について、各都立病院から引継いでいます。
しかしながら、豊島病院と駒込病院の42件、約1,069万円について、4年5か月以上債権回収の取組が行われていませんでした。

指摘

本部に対して、債権回収の取組を適切に行うよう求めました。